

回 覧

令和7年10月2日

自治会の皆様へ

千葉県共同募金会茂原市支会 支会長 市原 淳

茂原市社会福祉協議会 会長 鬼島 義昭

令和7年度赤い羽根共同募金「戸別募金」の実施について

自治会の皆様には、日頃より共同募金運動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本年度も10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金」が始まりました。

この募金は「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、支援の必要な子どもたち・高齢者・障がいのある方・生活困窮者に向けた取り組みや支援のほか、さまざまな地域福祉活動、災害支援に役立てられます。

毎年、市内各自治会の皆様からの「戸別募金」が支援の重要な支えとなっておりますので、地域社会への貢献活動の一環として今年もご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)
2. 募金の方法 自治会単位でお取りまとめいただき、募金受付場所までご持参くださいますようお願いいたします。
3. 募金受付場所

受付場所		開館(庁)日	閉館(庁)日
①茂原市社会福祉協議会 総合市民センター	2階 総務課	月～金曜	祝日のみ
	1階 施設課	土・日曜	
②福祉センター(二宮、豊田、五郷、豊岡、東郷)		月～日曜	
③市役所 2階 社会福祉課		月～金曜	土・日、祝日、 振替休日
④市役所 本納支所			

※ 受付時間については、8時30分から17時15分までとなります。

4. 募金の期限 令和7年12月5日(金)までをお願いいたします。

*募金はいくらでも任意であり強制ではございませんが、民間福祉活動を支援するため1世帯500円を目安にご協力をお願いしております。

赤い羽根共同募金は、戸別募金の他に個人募金、法人募金、学校募金など様々な場所で行います。個人募金は、所得税や住民税など税制上の優遇措置の対象となります。詳しくは、茂原市支会まで(電話番号裏面下)お気軽にお問い合わせください。

裏面に令和6年度の助成実績を掲載しています。

赤い羽根共同募金は「もばら」の身近な福祉活動を支援しています

皆様からお寄せ頂いた赤い羽根共同募金は、翌年度に配分され、3割は千葉県共同募金会を通じて、県内の福祉施設・団体の活動支援（広域配分）に役立てられます。7割は、茂原市社会福祉協議会に配分され、以下のようなもばらの福祉活動（地域配分）に役立てられます。

令和7年度募金目標額 6,760,000円

令和5年度募金額 6,482,442円 は、令和6年度に以下のような福祉活動に助成しました。

【広域助成】一県内の福祉活動を助成一 1,944,442円

- 高齢者・障害者施設の送迎用車輛購入費助成
- 民間福祉施設・団体の機器及び備品購入費助成
- 高齢者、障がい者、児童・青少年福祉団体等の活動支援
- 困りごと・自殺・虐待・経済的困窮者支援等への取り組みに対する助成
- 被災者・被災地支援に対する助成 など

【地域助成】一茂原市内の福祉活動を助成一 4,538,000円

- ◆高齢者の健康と生きがい活動支援 219,000円
(長寿クラブ連合会への助成)
- ◆障がいのある方々の社会参加への支援 370,000円
(長生茂原心身障害児者親の会・身体障害者福祉会・聴覚障害者協会等への助成)
- ◆児童・青少年の健全育成の支援 110,000円
(子ども会育成連合会・青少年相談員連絡協議会・児童養護施設への助成、交通遺児見舞金)
- ◆ボランティア団体への活動支援 284,000円
(ボランティア団体への助成)
- ◆地域福祉活動等への助成 3,555,000円
(地域福祉活動団体【民生委員児童委員協議会・自治会長連合会・地区社会福祉協議会等】への助成、災害見舞金・生活困窮者支援金の支給、社協広報紙・ホームページ運営)

*募金実績及び助成の詳細内容は赤い羽根データベースサイト『はねっと』をご覧ください。

検索

はねっと



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



- 千葉県共同募金会茂原市支会（茂原市社会福祉協議会内）
- 茂原市町保13-20（総合市民センター2階）
- TEL (23)1969 / FAX (23)6538
- e-mail / kyoubo@mobara-shakyo.or.jp

～茂原のまちを良くするしくみ。～

赤い羽根共同募金の使いみち

茂原市内や千葉県内の地域福祉活動のために使われています。

募金の7割 → 茂原市内の様々な地域福祉活動を支援するために



保育園児と高齢者のふれあい会



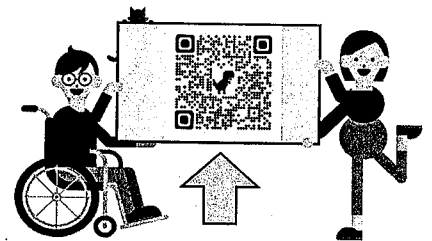
市内小中学校の福祉教育



お弁当配付による見守り活動



高齢者の生きがいづくり



詳細は「はねっと」で
ご覧いただけます。

募金の3割 → 千葉県内の福祉団体・施設の活動支援や災害準備金として



令和5年9月台風13号接近に伴う大雨災害において、茂原市社会福祉協議会では、茂原市災害ボランティアセンターを設置。

不足する備品や衛生用品等の購入、ボランティア送迎用車輻リース費用に千葉県共同募金会の「災害支援制度」を活用しました。

台風や地震など、もしもの災害に備えて皆さまからお寄せいただいた大切な募金は被災地・被災者のために役立てられています。



<事務局>

千葉県共同募金会 茂原市支会 (茂原市社会福祉協議会内)
〒297-0022 千葉県茂原市町保13-20 (総合市民センター2階)
電話:0475-23-1969 FAX:0475-23-6538



共同募金運動のご紹介

1. 「赤い羽根共同募金」とは？

毎年10月1日から3月31日の期間で、全国一斉に行われている募金運動で、赤い羽根がシンボルとして使われ、「赤い羽根共同募金」として、長年親しまれています。

募金運動は、都道府県ごとに行われていて、それぞれの地域で集まったお金は、その地域の福祉活動のために役立てられる「じぶんの町をよくするしくみ。」として行っています。

2. いつ始まった運動なの？

戦後まもない1947年(昭和22年)に、戦争によって家族を亡くしてしまった子どもたちや、被害にあった福祉施設などを支援するため「国民たすけあい運動」として、募金運動は始まりました。今では、地域福祉を支えるための運動として、70年以上続けられています。

3. どうして「赤い羽根」なの？

「赤い羽根」は、第2回の募金運動から「良い行いのしるし」として募金に協力してくれた人へ配るようになりました。今では「やさしさ」や「思いやり」のシンボルとして、しっかり定着しています。

10月に運動が始まることから、晩秋の行事として「赤い羽根」が俳句の季語になるなど、様々な場面でたくさんの人に親しまれています。

4. 歳末たすけあい募金ってなに？

毎年12月1日から12月31日の期間で、全国一斉に行われている募金運動です。

共同募金運動の一環として、新たな年を迎える年末の時期に、誰もが孤立することなく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものです。

お寄せいただいた募金は、全額が茂原市社会福祉協議会へ配分され、民生委員・児童委員の協力のもと要援護世帯への見舞金やひとり暮らしの高齢者に慰問品を配付し見守り訪問するなど、支援を必要としている人たちが安心して新年を迎えることができるよう様々な福祉活動に役立てられています。

赤い羽根共同募金

千葉県共同募金会茂原市支会(茂原市社会福祉協議会内)

茂原市町保 13-20(総合市民センター2階)

電話:0475-23-1969 FAX:0475-23-6538

